○海上保安庁告示第二百二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小名浜港東内防波堤灯台
位置
所在地　福島県小名浜港（東内防波堤外端）
北緯　三六―五六―二五
東経　一四〇―五四―四八
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
記事
変更年月日　平成二十四年七月二十六日
名称　陸前江島灯台
位置
所在地　宮城県牡鹿郡女川町（江島）
北緯　三八―二三―五二
東経　一四一―三五―三五
変更した事項
一時塗色及び構造変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年七月三十日

○海上保安庁告示第二百三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　赤埼灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（赤埼）
北緯　三八―三〇―〇一
東経　一四一―二九―四五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで三四メートル
変更年月日　平成二十四年八月一日
名称　新日本製鉄君津第一号灯浮標
位置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五―二二―〇八
東経　一三九―四九―五三
変更した事項
位置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西南西方約二・七キロメートル）
北緯　三五―二二―一二
東経　一三九―四九―五九
変更年月日　平成二十四年五月十六日

○環境省告示第百二十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく都道府県立自然公園の特別地域を、同法に基づく国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十四年八月二十三日

環境大臣　細野　豪志

埼玉県、三重県及び兵庫県の各県立自然公園の特別地域

○環境省告示第百二十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に基づく県自然環境保全地域の特別地区を、同法に基づく自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十四年八月二十三日

環境大臣　細野　豪志

埼玉県及び三重県の各県自然環境保全地域の特別地区

○九州地方整備局告示第百二十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十八条第二項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定を取消したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

製造業者名	認定を取消した浄化槽の型式
大管工業株式会社	ダイカン浄化槽　ＤＫＴ－２Ａ型
〃	ＤＫＴ－２Ｂ型

○九州地方整備局告示第百三十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定をしたので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する：流量調整型嫌気濾床・担体流動循環生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	福岡県福岡市中央区平尾３丁目１番３号　大管工業株式会社 代表取締役　中島　肇
工場の所在地及び名称	鹿児島県薩摩川内市勝目町字山口田6314番地１　大管化成工業株式会社
認定番号	９―12―Ｈ―001
浄化槽の名称	ダイカン浄化槽　ＤＫＴ－２Ａ１型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する：流量調整型嫌気濾床・担体流動循環生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	福岡県福岡市中央区平尾３丁目１番３号　大管工業株式会社 代表取締役　中島　肇
工場の所在地及び名称	鹿児島県薩摩川内市勝目町字山口田6314番地１　大管化成工業株式会社
認定番号	９―12―Ｈ―002
浄化槽の名称	ダイカン浄化槽　ＤＫＴ－２Ｂ１型

○北海道開発局告示第八十六号

平成十三年北海道開発局告示第九十二号（留萌川水系留萌川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件）により定めた留萌川水系留萌川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局留萌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十三日

北海道開発局長　高松　泰